

仕 様 書

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

(担当 : 三井、陰地 電話 : 075-222-4016)

件名	崇仁市営住宅に係る産業廃棄物収集運搬業務				
実施場所	崇仁市営住宅 9 棟 (住所 : 京都市下京区屋形町)				
契約期間	契約の日の翌日から令和 8 年 1 月 30 日まで				
契約条件	<p>1 総則</p> <p>(1) 受託者は、京都市契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法及び労働安全衛生法その他関連法令を遵守し、本仕様書に基づき業務を完全に履行すること。</p> <p>(2) 受託者と京都市（以下「本市」という。）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>2 収集運搬予定数量</p> <table border="1"><thead><tr><th>品名</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>混合廃棄物</td><td>30 立方メートル</td></tr></tbody></table> <p>※ 上記の数量はあくまで想定であり、実際の排出量は変動する可能性がある。</p> <p>3 業務内容</p> <p>当該場所から排出される上記の混合廃棄物を、本市が別途契約した処分業者の処理場に収集運搬を行うものとする。</p> <p>(1) 産業廃棄物の種類</p> <p>本業務で取り扱う廃棄物は、以下の混合廃棄物とする。</p> <p>ア 廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、家電リサイクル法対象製品等の他、分別が困難な混合物。</p> <p>(2) 排出場所</p> <p>崇仁市営住宅 9 棟 住所 : 京都市下京区屋形町 7-1</p> <p>(3) 収集運搬業務</p> <p>ア 受託者は建物内外等の残置物について、収集運搬すること。</p> <p>イ 産業廃棄物（家電リサイクル法対象製品を除く）の運搬先は、下記</p>	品名	数量	混合廃棄物	30 立方メートル
品名	数量				
混合廃棄物	30 立方メートル				

	<p>に記載する本市が別途契約する処分業者の処理場とする。</p> <p>処分工場名称：株式会社美創</p> <p>住所：京都市西京区大枝沓掛町26-308</p> <p>ウ 家電リサイクル法対象製品は、京都市指定引取場所へ運搬すること。 (京都市ホームページ「家電リサイクル法対象製品等」を参照) (https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000234973.html)</p> <p>エ エアコン、給湯器及び浄水器等は取り外しのうえ、収集運搬すること。</p> <p>オ 受託者は、収集完了後、収集地点を清潔に保つよう心掛けること。</p> <p>カ 他事業所や委託事業者等の廃棄物等と混載して収集運搬しないこと。</p> <p>4 受託者の資格要件</p> <p>本業務の受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第1項に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可を京都市長又は京都府知事から受けており、当該許可証に記載されている事業の範囲に、収集運搬する産業廃棄物が含まれていること。</p> <p>5 資格要件等の確認</p> <p>受託者は、本業務の契約締結に当たり、上記4に定める許可証の写しを本市都市計画局住宅室すまいまちづくり課に提出すること。</p> <p>6 履行確認等</p> <p>(1) 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下「J W N E T」という。）の利用を推奨する。</p> <p>(2) 受託者は、廃棄物の収集運搬業務が終了した後、速やかにJ W N E Tにその旨を登録するものとする。さらに、受託者は、本市から委託業務終了報告書の作成を求められたときは、これに応じるものとする。</p> <p>(3) 受託者が、J W N E Tを利用できない場合には、産業廃棄物の搬出の際に、収集運搬業者に産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を交付する。この場合、以下のとおり紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託者は、収集運搬を行った産業廃棄物とともに、紙マニフェストを処分業者に渡し、処分業者による必要事項の記入を終えたうえ、B1票、B2票を受け取ること。B1票を控えとし、B2票を本市へ返却す
--	--

	<p>ること。産業廃棄物の処理終了後、処分業者から送付されたC2票を管理すること。</p> <p>(4) 受託者は、本業務の終了後に、報告・提出書類とともに完了届を提出し、担当者の確認を受けること。また、本業務に係る委託料については、業務完了後、一括で支払う。</p> <p>(5) 提出書類の様式及び記入方法等について、本市都市計画局住宅室すまいまちづくり課の指示があった場合は、それに従うこと。</p> <p>7 損害賠償責任 業務実施中に発生した事故、負傷等について、本市は一切の責任を負わない。</p> <p>8 再委託の禁止 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。</p> <p>9 権利・義務の譲渡の禁止 受託者は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。</p> <p>10 経費負担 本業務の履行に伴う費用は、全て受託者の負担とする。</p> <p>11 守秘義務 受託者は、本業務の履行に伴い知り得た情報を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。</p> <p>12 その他特記事項</p> <p>(1) 予定数量は、本市の都合により増減する可能性があるため、廃棄物の下見を行うものとする。 なお、予定数量に大幅な増減があった場合、または下見を行わなかつた場合であっても、本市は何ら補償しない。</p> <p>(2) 廃棄物の下見については、前日の17時までに必ず以下の連絡先へ予約し、時間の指定を受け、指定された時間に下見場所へ来ること。 (連絡先) 都市計画局住宅室すまいまちづくり課（担当：三井、陰地） 電話番号：075-222-4016</p>
--	---

	<p>(3) 受託者は、本業務の契約締結に当たり、仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」の項目について必ず記入し、許可証の写しを添付すること（上記4及び5参照）。</p> <p>(4) その他、本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、本市の指示に従うこと。</p> <p>(5) 作業を行う際は写真撮影を行い、作業終了後は、完了届とともに必要に応じて作業写真（作業前及び作業後）を提出すること。</p> <p>(6) 当該排出場所での作業時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までに行うこと。</p> <p>(7) 当該排出場所の前面通路の幅員等について確認し、使用する作業車等を選択すること。</p>
--	--

産業廃棄物 収集運搬 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (作業区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
※ 受託者の委託業務に積替保管を含む場合	
受託者の積替・保管場所 の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の保管できる 産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う積替え のための保管上限	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり